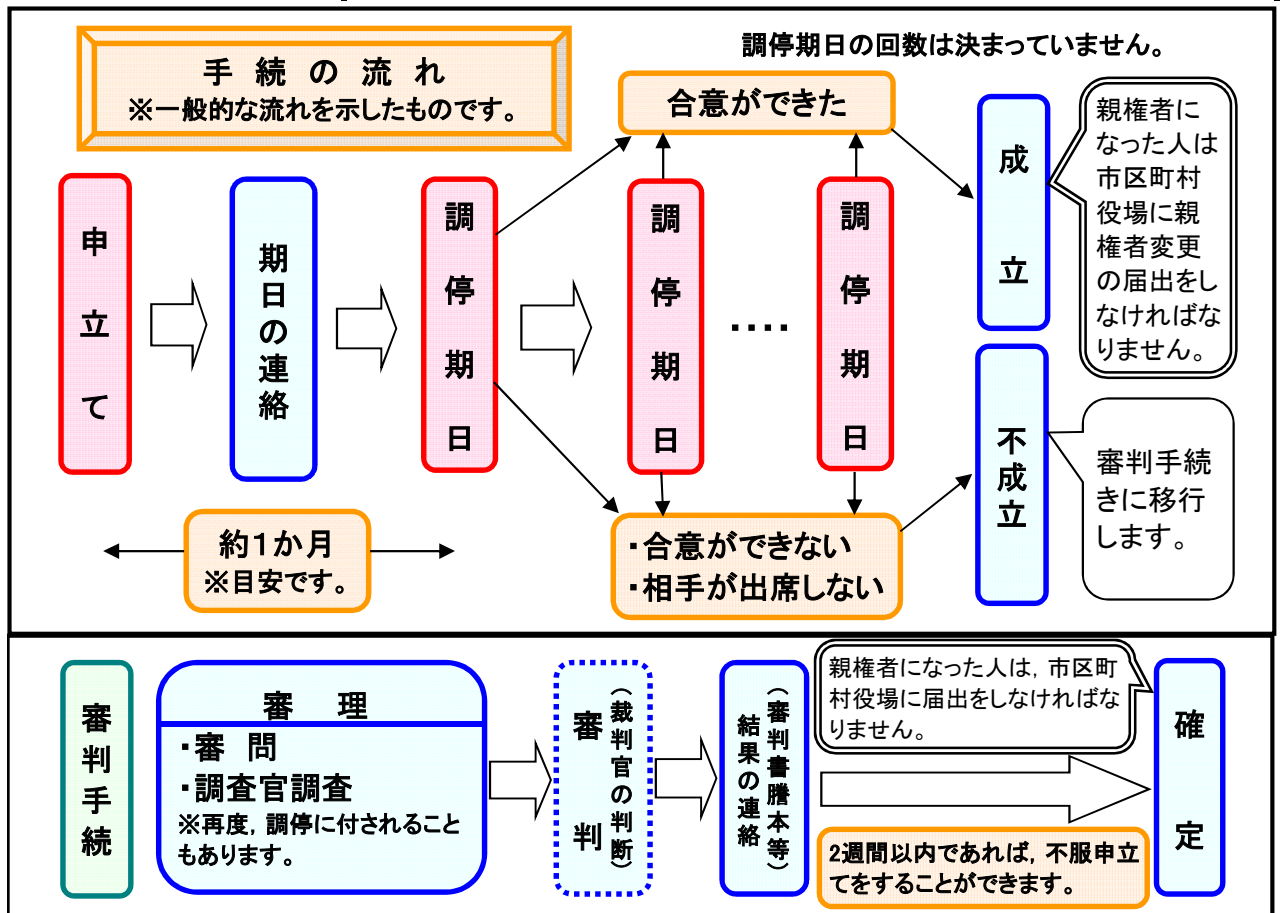


「親権者変更」調停とは・・・

親権者の変更について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことで（民法819条6項）。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	父又は母、子の親族
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	☐ 子1人につき 収入印紙 1,200円分 ☐ 連絡用の郵便切手 930円分 【82円8枚, 50円3枚, 10円10枚, 2円10枚, 1円4枚】
申立てに必要な書類	☐ 申立書, 申立書のコピー, 申立付票, 進行連絡メモ 各1通 ☐ 戸籍謄本(全部事項証明書) 各1通 ☐ 申立てをする人のもの ☐ 相手になる人のもの ☐ 子のもの(申立てをする人又は相手になる人のものと同じ場合は, 1通で構いません。) ※ もし, 申立て前に入手が不可能な戸籍がある場合, その戸籍は, 申立て後に追加提出することでも差し支えありません。 ※ そのほか書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 お互いに合意ができているのですが、家庭裁判所の手続が必要なのですか？

父母の合意ができている場合でも、親権者を変更するためには、必ず家庭裁判所の手続が必要になります。

ただし、認知した父に親権者を変更したり、離婚後に生まれた子の親権者を父に変更する(このような場合、「親権者の指定」といいます。)には、父母の合意に基づき市区町村役場に届出をすることで変更することができますので、家庭裁判所の手続は不要です。

Q2 相手が行方不明のときは、どうしたらよいのですか？

どうしても相手の所在が分からないときは、調停を進めることができませんので、審判を申し立てることが考えられます。

なお、審判の場合、申立てをする裁判所は「子の住所地の家庭裁判所」になります。

Q3 親権者の変更については、具体的にどのようなことが考慮されるのですか？

親権者の変更は、親権者を変更することが、子の健全な成長を助け、子の福祉にかなうものである必要があるので、変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境のほか、子の年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境などが考慮されます。

Q4 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理を行った上、審判によって結論が示されることになります。

Q5 親権者を変更すれば、子どもは親権者になった人の戸籍に入るのですか？

お子さんが以前の親権者の戸籍に入っている場合は、親権者を変更しても、自動的に親権者になった人の戸籍に入るわけではありません。親権者になった人の戸籍に入れたいときは、子の住所地の家庭裁判所で「子の氏の変更」の手続をして、許可を得る必要があります。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター
(TEL 052-223-2830)